

## 一、會社側、狀況

會社側ニ於テハ既報四為、如ク經濟状態ヨリシテ夫レ以上ハ  
容認スル能ハサシ態度ナリシク因下請負中ノ帝國製会場事當  
ノ紫節ハ元請負者クレ清水組ニ於ニ會議ニ因リ期日遅延ノ際  
ハ莫大ノ違約金納付セサシヘカラサシ而保上作業ヲ他工  
場ニ為サシヘハシト、強硬ナル通知ニ接シタルニ以テ斯ラ  
テハ將末會社ノ浮沈ニ之影響スヘキヲ虞レ幹部職工一  
説後(ア)通シ軟化運動ヲ為サシムト共ニ下記交渉、如  
「要求、金額ヲ容認スルノ已ムナキニ至リ解决シタリ」

## 二、爭議團側、動靜

數次、交渉ハ決裂、狀態トナリシ為メ約六十名ハ忘業ヲ継  
續シツ、叙上會社側、苦焼ヲ被破シ益々強硬ナル態度ヲ報  
リ持久戰ニ覺明シタルニ依リ次記一如キ交渉ニヨリ有

- 1) 利ニ解決セシミ至ルカ其ノ間裏面ヨリ日本木株、策動  
アリテ尖銳化ニ努メタリ
- 2) 交渉狀況並解決條件
- 3) 三月六日工場ニ於テ代表津波古亮照外七名ハ鎌田社長ト  
會見シ
- 4) 用鎖解散絕對反對
- 5) 解雇賃銀値下絶対反対
- 6) 退職手当及勵援手當ヲ終前、傳類ニシテ  
7) 交渉中ハ仕事シ中止スルノ日給金額大詮セヨ
- 8) 下請制度ヲ撤廃スルニト
- 9) 工場運代理佐藤慶吉ヲ撤廃

以上ノ通り要求セシニ

會社側ニ於テハ左ノ如ク回答セリ